

第3回 性教育をめぐる国際的指針はあるの？

各国が性教育の国際指針を取り入れた性教育実践を進めようとする背景には、インターネットの急速な普及によって、子どもたちが性情報に曝されているという点があります。

1999年に世界性科学会（World Association of Sexology）が、性の権利宣言を出して以降、国連諸機関を含む多様な国際機関が、性や性教育に関する指針を出しました。（表1）

***2000年には、パン・アメリカン保健機関（PAHO）と世界性科学会（WAS）が WHO と共同で、『セクシュアル・ヘルスの推進・行動のための提言』を作成、行動戦略の一つに「包括的性教育（CSE：Comprehensive Sexuality Education）をすべての人々に提供する」をあげました（これに反対する国や宗教などもある）。**

***2009年には、UNESCO 等が「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を出しましたが、そこでは、5～8歳、9～12歳、12～15歳、15～18歳の発達段階ごとに、学習目標が掲げられ、包括的性教育プログラムによる教育を受けた生徒と受けない生徒の性行動調査の結果も載せています¹⁾。**

このガイダンスは2018年1月に改訂されましたが、その枠組みは8領域の広い射程からセクシュアリティを捉えています。→①関係性 ②価値・権利・文化・セクシュアリティ ③ジェンダーの理解 ④暴力と安全の保持 ⑤健康と幸福のためのスキル ⑥人間のからだと発達 ⑦セクシュアリティと性の行動 ⑧性と生殖の健康

→科学とジェンダー平等や性の多様性を含む人権尊重を基盤にした包括的性教育を示しています。

CSEは、アメリカでは、エイズ予防や10代の予期せぬ妊娠・中絶を減らすことを直接的な目的にして始まり、**2009年のユネスコのガイダンスも「禁欲主義教育」に対抗し、グローバルに性教育を普及させるために、広範な合意を得られる「性の不健康の防止」に重点を置かざるを得ない側面がありました。**

***2010年に、WHO ヨーロッパ地域事務所とドイツ連邦健康啓発センターによって出された「ヨーロッパにおけるセクシュアリティ教育スタンダード 政策者、教育・健康機関および専門家のための枠組み」²⁾では、より、セクシュアリティの局面を全方位的にとらえ、セクシュアリティを誕生から人間の生涯にわたる「人格と性の成長・発達」として、とらえ、彼らの性教育プログラムを Holistic Sexuality Education と表現しています。**

つまり、こちらの方は、より関係性の側面を重視し、人格的な結びつきを強調するものとなっています。2018年の改訂でユネスコのCSEの枠組みも、ジェンダーの理解や価値、文化などの側面が強化され、欧州のスタンダードの方に近づいています。

→ヨーロッパ地域事務所はWHO加盟の欧州と中央アジアを含む53カ国（英国も含む）をカバーしています。

いずれにしろ、この両者が国連諸機関の言う CSE の普及に大きく貢献し、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、民主党政権の米国、南アフリカ共和国、東アジア、南アジアの国々（中国、台湾、韓国、タイ等）でも取り組まれているのです。

表 1 性の権利・性の健康・性教育に関する主要な文書や宣言(1999 年以後)

年	タイトル(日本語)	タイトル(英語)	発行者	発行者略称
1999年	性の権利宣言	Declaration of Sexual Rights	世界性科学会	WAS
2000年	セクシュアル・ヘルスの推進・行動のための提言	Promotion of Sexual Health. Recommendations for Action	パンアメリカン保健機関、世界保健機関、世界性科学会	PAHO, WHO, WAS
2002年	性の健康と性の権利に関する仮定義	"Working Definitions of Sexual Health and Sexual Rights"	世界保健機関	WHO
2004年	包括的性教育のためのガイドライン 第3版	Guidelines for Comprehensive Sexuality Education: Kindergarten through 12th Grade, 3rd Edition	アメリカ性情報・性教育評議会	SIECUS
2005年	モントリオール宣言“ミレニアムにおける性の健康”	Montreal Declaration “Sexual Health for the Millennium”	世界性の健康学会	WAS
2006年	性的指向および性別自認に関連する国際人権法の適用に関するジョグジャカルタ原則	Yogyakarta Principles - Principles on the application of international human rights law in relation to sexual orientation and gender identity	国際連合人権理事会(承認)	UNHRC
2006年	包括的性教育のための枠組み	IPPF Framework for Comprehensive Sexuality Education	国際家族計画連盟	IPPF
2008年	性の権利 国際家族計画連盟による宣言	Sexual Rights: An IPPF declaration	国際家族計画連盟	IPPF
2009年	性教育国際指針—学校・教師と保健指導者のための証拠に基づくアプローチ	International Technical Guidance on Sexuality Education - An evidence-informed approach for schools, teachers and health educators	国際連合教育科学文化機関	UNESCO
2010年	性の健康プログラムの開発行動のための枠組み	Developing sexual health programmes - A framework for Action	世界保健機関	WHO
2010年	ヨーロッパにおける性教育標準—政策決定者、教育及び健康関係当局及び専門家のための枠組み	Standards for Sexuality Education in Europe. A framework for policy makers, educational and health authorities and specialists	世界保健機関ヨーロッパ地域事務所、ドイツ連邦健康啓発センター	WHO ROE, BZgA
2014年	性の権利宣言 改訂版	Declaration of Sexual Rights 2014	世界性の健康学会	WAS
2014年	包括的性教育運用のためのガイダンス- 人権とジェンダーに焦点をあてて	UNFPA Operational Guidance for Comprehensive Sexuality Education - A focus on Human rights and Gender	国際連合人口基金	UNFPA

出典：茂木輝順「性の権利/健康、性教育に関する国際的文書・宣言」

『ジェンダー・セクシュアリティと教育』民主教育研究所年報 2014（第 15 号）2015 年、P24.

表 1 の発行者は国際機関の日本語訳で、発行者略称のみ掲載。尚、世界性科学会（World Association for Sexology）は 2005 年に世界性の健康学会（World Association for Sexual Health）に変更したが、略称は WAS のままである。

注

1) ユネスコ編、浅井春夫、良香織、田代美江子、渡辺大輔訳『国際セクシュアリティ教育ガイダンス 教育・福祉・医療・保健現場で活かすために』明石書店、2017 年、PP.40～50

2018 年改訂版の日本語訳は出ていない。英語版は UNESCO のホームページで探すと、ダウンロードできる。

2) 池谷壽夫『ヨーロッパにおけるセクシュアリティ教育スタンダード』はどんな内容？浅井春夫、良香織、鶴田敦子編著『性教育はどうして必要なんだろう？ 包括的性教育をすすめるための 50 の Q&A』大月書店、所収、2018 年、PP.152～156 に分かりやすく解説。